

郵政省

発表日 : 2000年8月22日(火)

タイトル : IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する
意見募集

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/000822j601.html>

2000年8月26日付「IT競争政策意見募集」

競争の基本的枠組み

公正競争条件の確保方策

CATV事業者によるインターネット接続サービスの不公正な競争について

最近、CATV事業者によるインターネット接続のサービス開始が相次いで
います。

日本のインターネットが、NTTさん等の通信料金の問題から費用が掛かる
こと、また、インターネット関連の利用技術の進歩により、常時接続、
定額料金、高帯域での利用のニーズが高まり、CATVインターネットが注
目され当然のことである。

しかし、このCATVの放送インフラ(通信インフラ)は、国・地方自治体
から多種多様な補助金や補助金もときにより構築・運営されております。
(大都市部のCATVはどうかわかりませんが、地方のCATVの場合です)

設立時、放送関係

CATV設立への出資(自治体)

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金(国)

広報の放送(自治体)

難視聴対策(自治体、国?)

その他(いろいろあると思われます。)

また、農村型CATVなどはほとんど補助金ではないかと思います。

さらに、インターネット接続のサービスを始めるに当たっても

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金(国)

適当に名目を付けた補助金(自治体)

その他(いろいろあると思われます。)

地方のCATVの場合、難視聴対策、公共の各種サービス?、・・・、等での必要性、今後、通信の自由化でますます取り残されるであろう地方のインターネット利用環境の整備、・・・、はある意味で理解できるものです。

私ども第二種通信事業者は、NTTさん等の第一種通信事業社さんの通信インフラを利用しインターネット接続サービス事業（ISP）を行っており、補助金なしで非常に激しい競争を行っております。（自由競争）第二種通信事業者の利用者は、

- ・NTT等の第一種通信事業への通信料金の支払い
- ・ISPへのインターネット接続料金の支払い

の費用が必要となります。

しかし、CATVは、多額の補助金で構築された放送インフラでもって、インターネット接続サービスを行っており、CATVインターネット利用者は、

- ・CATVのインターネット接続料金の支払い

だけを行えばよいこととなります。

CATV事業者によっては、放送とインターネットの両方を利用した場合は、放送の料金を割り引いています。

（CATVインターネット事業は、第一種通信事業者となるので、通信料金は届出となり、インターネット事業では料金の変更ができないためか？実質、通信料金を値引いています。）

放送インフラの上に構築したインターネット事業なので、「NTT等の第一種通信事業への通信料金」に相当する部分をタダにすることも可能です。

第二種通信事業者は、このようなCATVインターネットと競争しても太刀打ちできるものではありません。

公平・公正な自由競争とは言えるものではありません。

自由で公平な競争の観点からは、CATVにも補助金を出さないことが望ましいのですが、地方でのTV受信の問題、難視聴対策、NTTと競争できる通信インフラの確立、・・・、などによりどうしても必要なのであれば、CATVインターネット事業を行う場合は、そのCATVの放送・通信インフラを他の第二種通信事業者にも開放を義務付けれるべきである。その場合は、CATVの通信料金とインターネット接続料金を明確に分離し公表すべきと思

います。

CATV インターネット事業

- ・他の第二種通信事業者へ CATV の通信インフラの開放
- ・CATV インターネット事業の通信料金とインターネット接続料金の分離

インターネット接続事業者（第二種通信事業者）

氏名 脇 泉